

ハラスメント等に関する社内対応について

北日本放送はフジテレビの問題を受け、以下の通り社内で改めて相談窓口の周知を図り、管理職研修の実施やハラスメント・人権侵害に当たるような行為等がないか、社員・スタッフに報告を促し、対面での調査も実施しました。

◎ハラスメントに関する管理職研修を実施

対象者 部次長以上の管理職

講師 第一芙蓉法律事務所 木下潮音弁護士（当社顧問弁護士）

内容 ハラスメントを認識したうえでの部下の指導・育成における管理職の役割
管理職以外の社員にも当日の資料を社内イントラネット上で開示。情報の共有を図る。

◎経営会議でハラスメントに関する取扱いについて議論

日本テレビや系列各局の調査・ヒアリング方法を参考に社内調査を行う方針を確認。

◎部長会で相談窓口を改めて通知。社内調査をすることを周知。

◎社内イントラネットに相談対象者、相談方法、相談内容の取扱い等を掲示。

人権侵害にあたるような扱いを受けたことがある等の場合は、速やかに上司に相談又は「ハラスメント相談窓口（総務人事担当）」へ連絡することを促す。

合わせてアナウンサーを対象に相談窓口担当者が対面でヒアリングを実施。

- ・ヒアリング内容 人権侵害に当たるような行為を受けたことがあるか
意に沿わない懇親会などに出席を強要されたことはあるか など
- ・結果 スポンサー、タレント、他局アナを交えた懇親の場はあったが、法令違反、人権侵害に当たるような報告はなし。

以上

今後も北日本放送コンプライアンス憲章に則り、信頼される放送局であるよう自主的な取り組みを進めていきます。